

## 借地権の存続期間（借地借家法）

【問】 正誤をつけよ。

Aは令和3年11月、Bの所有する土地を賃借し、その上に居住用建物を所有している。AとBの借地契約において借地権の存続期間を10年と定めた場合、その約定はなかったものとみなされ、借地権は、契約の時から20年存続することになる。

30年.

### 《ポイント》 借地権の存続期間

借地権の存続期間は、30年とする。ただし、契約でこれより長い期間を定めたときは、その期間とする。

この規定に反する特約で借地権者に不利なものは、無効とする。

【答え】 誤り